

新	旧	備考
私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準 第 1 略 第 2 審査基準 1～4 略 5 教職員組織について (1) 略 (2) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>及び教諭の数は、5 又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他の学校の協力を求める場合など教育上必要と認められる場合は、他校の教員等と兼ねることができること。 (3)～(6) 略 6～14 略 附 則 この基準は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u>	私立高等学校通信制課程設置等認可審査基準 第 1 略 第 2 審査基準 1～4 略 5 教職員組織について (1) 略 (2) 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____及び教諭の数は、5 又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を 80 で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限り、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他の学校の協力を求める場合など教育上必要と認められる場合は、他校の教員等と兼ねることができること。 (3)～(6) 略 6～14 略 附 則 この基準は、令和 6 年 12 月 26 日から施行する。 _____ _____	主務教諭の追加（高等学校通信教育規程の一部改正に伴う改正）